

意見招請に対する回答

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
1	仕様書	5～6	4. 委託業務のシステム対象範囲	「以下の図のとおり、保健事業システムを構成するアプリケーションの構築方法及びそれに付随する基盤等のあり方を検討し、～」	「以下図」にあたるP6の図では「保健事業アプリケーション」のみが本調達の範囲とされていますが、図左上に記載の「保健師」の方の業務・システム(セキュリティ含む)に係る調査及び検討も本調達の範囲に含まれますでしょうか。	・保健師の業務・システムについても今回の調達範囲に含まれます。
2	仕様書	5～6	4. 委託業務のシステム対象範囲	「以下の図のとおり、保健事業システムを構成するアプリケーションの構築方法及びそれに付随する基盤等のあり方を検討し、～」	「以下図」にあたるP6の図では「保健事業アプリケーション」のみが本調達の範囲とされていますが、保健事業に関連する他のアプリケーションや基盤・DBも本調達の範囲に含まれますでしょうか。	・保健事業システムを構成するアプリケーションの構築を主たる調達とはするものの、非機能要件の検討において基盤・DBについても一体的に検討することが必要な可能性もあるため、調達範囲に含むものとして記載を修正します。
3	仕様書	7	5. (3)外部環境の変化について	「協会を取り巻く外部環境の変化により～本委託業務を実施すること。」	本案件の所管は保健部様と認識しておりますが、貴会内外の環境変化を把握するためには、保健部様以外のどのような部署の方との調整が必要になる想定でしょうか。また、その際は原則、保健部様を通じてやりとりを行うことになりそうですでしょうか。(あるいは必要に応じて保健部様ご承認の上受託者が直接やりとりを行うことになりそうですでしょうか)	・協会の保健事業を所管する保健部以外に、協会システムを所管するシステム部との調整が必要となることが想定されます。調整については、保健部を通じて実施することも受託者が直接実施することもあり得ます。
4	仕様書	7	6. (1)調査分析業務	「世の中の最新技術の動向や市場動向等を踏まえたITトレンドや関連技術の動向、他社事例等を調査すること。」	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」(2022年(令和4年)12月28日デジタル社会推進会議幹事会決定)において、「政府情報システムは、クラウド・バイ・デフォルトの原則(クラウドサービスの利用を第一候補)として検討し、その際は単にクラウドを利用するのではなく、クラウドをスマートに利用するよう検討するものとする」とされている認識です。このため、本調査においても、デジタル庁が示す本基本方針を踏まえた上で調査分析を行い、次期保健事業システムの構想案を検討・作成する認識ですが、いかがでしょうか。	・ご認識のとおりです。
5	仕様書	9	6. (4)刷新計画書作成業務	「IF要件等の概要を可能な限り記載することとし、」	本IF要件とは、仕様書P5協会システム全体構成図に記載の健診機関や支払基金といった外部とのIFも含まれますでしょうか。	・ご認識のとおりです。
6	仕様書	9	6. (4)刷新計画書作成業務	「最適なシステムを実現できる全体計画を定め、今後のシステム調達に向けた計画書等を作成すること。」	本記載を踏まえますと、①刷新計画書(②調達計画書～⑥要件概要)を作成するにあたっては、実現可能性も考慮した上で作成するように見受けられます。実現可能性を考慮するにあたっては、関係事業者への確認を含め既存システムに対する調査や結果の分析・評価も本調達の範囲に含まれますでしょうか。	・ご認識のとおりです。
7	委託要領	11	6. (4)その他参加資格	「⑨その他入札説明書に記載する競争参加資格を満たす者であること。」	本記載に該当する資格には、どのようなものがありますでしょうか。また、本調達に応札するにあたり、現在受託している事業及び今後予定している事業において制約がある事業について、ご教示ください。	・公告後に配布する入札説明書でご確認をお願いします。 なお、現在受託している事業及び今後予定している事業についての制約はありません。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
8	仕様書	5	4	以下の図のとおり、保健事業システムを構成するアプリケーションの構築方法及びそれに付随する基盤等の在り方を検討し、 <u>その後のシステム調達に向けた支援（刷新計画や要件定義等）</u> を行うこと。	本業務の検討結果は、「要件定義作成支援事業者」様へ引継ぎを行い、後続の要件定義や調達支援（調達仕様書の作成、事業者選定支援）は「要件定義作成支援事業者」様が行うという理解でよろしいでしょうか。正しい場合、左記の記載については削除または見直しをいただけないでしょうか。	・ご認識のとおりです。要件定義の文言を削除することにより、仕様書を修正します。
9	仕様書	6	5. (2)	次期健康保険システムに係るアプリケーションを令和11年1月、基盤等のインフラを令和12年1月にリリースすることを検討している。	アプリケーションと基盤のリリース時期が同一でない理由をご教示願います。また、後追いで基盤がリリースされることで、本調達の役務で考慮すべき観点がありましたら、ご教示願います。	・お示ししているアプリケーションと基盤のリリース時期については、現時点での想定であり、リリース時期を含め当業務の中で検討します。
10	仕様書	7	6. (1)②	協会システムのデータベース構成やデータ量、システムセキュリティ状態など詳細な現状調査及び分析	データ量等の業務関連情報の現状調査は保健事業領域が範囲という理解でよろしいでしょうか。また、本業務作業項目に限らず、各保守事業者様等へ作業依頼に当たって、提供いただきたい情報等は本業務の事業者で整理する認識ですが、各保守事業者等への情報提供依頼や作業依頼は貴会にて実施いただく認識で齟齬はないでしょうか。	・ご認識のとおりです。
11	仕様書	7	6. (1)④	保健事業や統計分析業務等に係る重点事項や業務プロセスの改善点等を踏まえた全体把握・システム化要件・システム化方法の調査分析	調査対象となる統計分析に関しては、保健事業関連の分析を行う情報系システムも対象となると理解しましたが、認識齟齬等はないでしょうか。	・ご認識のとおりです。
12	仕様書	8	6. (3)②	現行システムの再構築・既存システムとのITギャップの抽出	左記役務を遂行するにあたり、現行保健事業システムの保守事業者様の協力（情報提供や場合によってはデータ調査等）が必須であると考えております。事前に検討に係る協力等の依頼を貴会から実施いただく理解でよいでしょうか。また、作業開始に当たって、現行システムの設計書類等のご準備をお願いいたします。	・ご認識のとおりです。作業開始に当たっては、現行システムの設計書類等を必要に応じて閲覧していただく予定です。
13	評価項目一覧及び採点表	-	提案要求事項（評価基準）	提案要求事項（評価基準）の内容全般	次期保健事業システムについては、業務刷新も合わせた更改となることから、保健業務のあり方及び新業務フローの検討が大変重要になると考えております。そのため、支部現地調査や業務フローの作成等の実績についても、1の評価基準に含めべきと考えますが、いかがでしょうか。有益な事業者を選定するためには必要な項目と考えますので、追加をご検討いただけますと幸いです。	・ご意見として賜りました。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
14	委託要領	10	6. (1)②	情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー (PM)や～参画させること。	本業務においては、IT戦略・企画に関する支援が特に求められると認識しております。該当文書のようにプロジェクト管理やIT企画に有益な資格からどれか一つを有するのではなく、プロジェクト管理、IT企画に有益な資格をそれぞれ有する者を参画する要件へ変更してはいかがでしょうか。また、後方支援の要因ではなく、プロジェクトに参画する主要な要因で満たす必要があると考えます。 <プロジェクト管理に有益な資格> ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ (PM) ・プロジェクトマネジメント協会 (PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル (PMP) <IT戦略・企画に有益な資格> ・ITストラテジスト (ST) ・システムアーキテクト (SA) ・IIBAが認定するビジネスアナリストの資格であるCCBA 【修正案】 下記の資格を有し、かつ、情報システムなどの業務に従事して5年以上の経験を有する者を本委託業務の主要な要因として参画させること。なお、複数人で満たすことで差し支えない。 ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ (PM)またはプロジェクトマネジメント協会 (PMI) が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル (PMP)のいずれかの資格を有する者 ・ITストラテジスト (ST)またはIIBAが認定するビジネスアナリストの資格であるCCBA ・システムアーキテクト (SA)を有する者	・ご意見として賜りました。
15	仕様書	-	-	-	貴会の保険事業に係る業務を理解した上で提案を行うため、仕様書に閲覧資料として、現行の業務フロー、マニュアル、手順書等を記載していただけないでしょうか。	・可能な範囲で資料を閲覧できるよう文言を委託要領に追加します。
16	仕様書	3	「23. 保健事業」の説明	その他重症化予防等の加入者の健康増進に寄与する事業	加入者の健康増進に寄与する事業とは、健康企業宣言事業等も含まれますでしょうか。また、その他保健事業に該当すると思われる事業についてご提示願えますでしょうか。	・健康宣言事業も含まれます。その他保健事業には、加入者の健康に資する業務を指すことから、すべての例示は困難ですが、ヘルスリテラシーの向上のためのポピュレーションアプローチもその一つです。詳細は、協会の事業計画書や事業報告書等にてご確認をお願いします。
17	仕様書	4	3(2)	・協会及び関係事業者一覧 項番23 分類：業務改革検討にかかる調査等業務 協会及び関係事業者：業務改革推進検討事業者	「業務改革検討にかかる調査等業務」の業務内容をご教示ください。 また、本業務と「業務改革検討にかかる調査等業務」との検討範囲の違いや関連性をご教示いただけますでしょうか。	・本業務改革推進検討事業者については、すでに終了している業務のため、仕様書より削除します。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
18	仕様書	54		保健事業システムを構成するアプリケーションの構築方法及びそれに付随する基盤等のあり方を検討し、その後のシステム調達に向けた支援（刷新計画や要件定義等）を行うこと。	（意見） 「その後のシステム調達に向けた支援（刷新計画や要件定義等）を行うこと」を「その後のシステム調達に向けた支援（刷新計画等）を行うこと」に見直しいただけますでしょうか。 （理由） 仕様書6(4)の記載より、本業務では、刷新計画書として要件概要を整理するものであり、仕様書6(5)の記載より、要件定義作成支援事業者が後続で調達されるものと想定するため。	・ご指摘を踏まえ、仕様書を修正します。
19	仕様書	65(3)		本委託業務と並行して業務プロセスの変更やシステム構築が実施されているため	仕様書5(1)(2)以外に具体的に決まっているものがありませんでしたら、ご教示いただけますでしょうか。	・記載しているイベント以外に、現時点で決定しているものは、令和6年11月に第4期特定健診等の制度改正対応（フェーズ2）によるシステム改修、令和6年12月にマイナンバーカードと保険証の一体化に伴うシステム改修、令和7年4月に第4期特定健診等の制度改正対応（フェーズ3及びフェーズ4）によるシステム改修、令和8年1月に事業者健診データ等の情報提供サービスと電子申請に対応することによるシステム改修や、船員保険システムの刷新を予定しています。また、令和8年1月にシステム基盤の中期更改を予定しています。
20	仕様書	7	(1)調査分析業務	受託者において考えられる必要な調査分析を積極的に行うこと	貴会のステークホルダーである健診機関や保健指導機関への調査も可能でしょうか。可能である場合、受託者による調査先の選定可否についても併せてご教示ください。	・健診機関や保健指導実施機関が協力していただける範囲での調査は可能です。その場合、協会と受託者で協議のうえ、対象機関を選定することになります。
21	仕様書	7	6(1)	調査分析業務においては、協会における各業務領域等のイベントや将来に向けた動き・将来像の調査を行い、協会システム関係の全体像を把握する。	（意見） 調査対象とする各業務領域等について、最適な調査手法・要員・期間等を判断することを目的に、具体的に記載いただけますでしょうか。 （理由） 本プロジェクトの規模や難易度を正確に把握し、適切な見積りを行うため。	・項番19を参照
22	仕様書	7	6(1)⑥	その他協会システムに影響ある内部・外部環境変化の調査分析	外部環境として、調査対象とすべき法制度やステークホルダー等がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。	・関係諸法令や標準的な健診・保健指導プログラム、手引に係る改正等の検討状況があります。また、厚生労働省、デジタル庁、健診・保健指導実施機関があります。
23	仕様書	7	6(1)⑧	「MUST」と「WANT」の調査分析	「MUST」と「WANT」の調査分析とは、効果・コスト・難易度・法制度対応等の観点から、貴協会と協議し、実現の優先度を調査分析・整理するという理解で相違ないでしょうか。	・ご認識のとおりです。
24	仕様書	10	8	定例会議等	会議体の実施形態について、オンライン会議ツール等を利用したリモートでの実施は可能でしょうか。	・報告会については対面での実施を基本とし、随時的な打合せ等は、オンライン会議ツール等の活用も可能です。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
25	仕様書	10～11	10(3)	契約終了日までに作成した要件定義書等の了承が協会から得られない場合は、委託業務の遅延、不履行と判断し、契約期間終了後においても当仕様書に定めている成果物を完成させ、協会の了承を得ること。	(意見) 「契約終了日までに作成した要件定義書等の了承が協会から得られない場合」を「契約終了日までに作成した刷新計画書等の了承が協会から得られない場合」に見直しいただけますでしょうか。 (理由) 仕様書6(4)の記載より、本業務では、刷新計画書として要件概要を整理するものであり、仕様書6(5)の記載より、要件定義作成支援事業者が後続で調達されるものと想定するため。	・ご指摘を踏まえ、仕様書を修正します。
26	委託要領	2	4(2)② 4(3)①	■業務調整・管理者の設置 業務調整・管理者は、大手民間企業、官公庁等の公的機関、独立行政法人における業務内容及びシステム環境等の調査分析、システム計画の立案及びシステム設計またはプロジェクト管理に係る高度な専門知識を有しており、過去において当該業務委託と類似した業務を経験していること ■委託業務従事管理者 業務調整・管理者と同様に民間企業、官公庁等の公的機関、独立行政法人における業務内容及びシステム環境等の分析、システム計画の立案及びシステム設計に係る高度な専門知識を有しており、過去において当該業務委託と類似した業務を経験していること	業務調整・管理者と委託業務従事管理者を兼務することは認められるでしょうか。	・双方の業務の役割を担うことができる者と認められる場合には、業務調整・管理者と委託業務従事管理者の兼務は認められます。
27	委託要領	4	4(3)②	委託業務従事者	(意見) 「委託業務従事者の中には、事業者向けの保健事業を受託した経験を有する要員を含めることが望ましい」という記載を追記してはいかがでしょうか。 (理由) 保健事業の実態やノウハウ等専門知識を有する要員の参画によりより精度の高い業務推進が可能となるため。	・ご意見として賜りました。
28	委託要領	5	4(7)①	委託業務の全部または主体部分を一括して第三者に請け負わせてはならない（完全子会社の場合は除く）。	委託先が完全子会社の場合は、再委託に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	・完全子会社であっても、再委託に該当します。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
29	委託要領	6	4(7)⑤	再々委託以降については、原則、認めない	(意見) 再々委託までは許容いただけないでしょうか。 もしくは"原則"とありますが、許容いただける特例など条件がある場合は明記いただけますでしょうか。 (理由) 最適な要員を配備する体制構築の検討のため	・仕様書記載のとおり、主体部分を除いて再委託を認めることができます。なお、委託範囲が地理的に全国をカバーする必要がある場合や契約締結後の事情が変わった場合には、例外的に再々委託を認める場合があります。
30	委託要領	6	4(9)①	拠点は原則、1拠点とし、作業場所の条件が確認可能であることが必要 なため、日本国内で公共交通機関を利用して最寄駅から徒歩30分以内に立地する場所とする。この条件に合致しない場合は、協会に運用仕様書とともに、作業場所の承認申請書を提出し、協会の了承を得ること。	(意見) 個人情報を取り扱う場合を除き、委託業務従事者等要員が、自宅やサテライトオフィスでテレワークすることを認める旨、追記いただけますでしょうか。 (理由) 効率的な業務遂行のため。	・機密情報等を扱う業務を除いて、委託業者が届出した場所以外での作業を認めますが、その場合には、情報漏洩防止策等を講じ、事前に協会の了承を得ることとします。
31	委託要領	11	6(4)②	令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のAの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。	(意見) 本項に記載の等級適用対象は再委託先には適用されないものと理解してよいでしょうか。再委託先についても適用される場合、「Aの等級」を「AまたはBの等級」に見直しいただけますでしょうか。 (理由) 本事業を履行するうえで確保する体制の最適化のため。	・ご認識のとおりです。再委託先には適用されません。
32	—	—	—	—	(意見) 機能概要やシステム構成、スペック、業務フローなど含め現行の保健事業システムに関する資料（H27年度に刷新した時の要件定義書、R5年度に改修した時の改修仕様書等）を貸与又は閲覧させていただけますでしょうか。 そのため委託要領に、本調達への参加希望者に対し、貴会職員と協議の上提案期日の間に貸与又は閲覧するための資料閲覧要領について、追記いただけますでしょうか。 (理由) 本プロジェクトの規模や難易度を正確に把握し、適切な見積りを行うため。	・項番15を参照
33	—	—	—	—	(意見) 業務に参加することで、後工程への参加制限は発生しますでしょうか。発生しない場合、後工程時の参加を制限しない旨について、その他項等で記載いただけますでしょうか。 (理由) 本業務の遂行にあたり、最適な実施体制をご提案するため。	・本調達を受託した場合における後工程の調達に関する制限はありません。制限がある調達にあっては記載することとします。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
34	仕様書	1	1	業務概要	第2段落に、「今後予定されている協会システムの更改までの次期保険事業システムの構築に向けて、」とありますが、本仕様書のP.6「5.今後の各種システム関係イベント等」の項目では、この「協会システムの更改」に係る予定が記載されていないように見受けられました。 こちら、「協会システム」はP.5の「協会システム全体構成図」に示される範囲と思慮しますが、「協会システムの更改」とはこの全体の刷新が別途、入る予定ということでしょうか？ 本調達は保険事業アプリケーションが範囲ではあるものの、関係イベントとの兼ね合いで調達期間等を考慮する必要があると考えているため、その外的要因のスケジュール感を掴む為、「協会システムの更改」が別途計画されているのであれば、その時期感をご教示ください。	1. 業務概要に記載している「協会システムの更改」については、5. (2) に記載している内容と同義となります。
35	仕様書	7	6-(1)①	現行の事務処理体制及び業務フローの把握 (支部現地調査10支部以内 :調査内容、規模別等を踏まえ協議のうえ、対象支部を選定する)	支部現地調査に関して、実際に10支部以内の支部に対して、実際に現地(支部の事務所等)に赴き、ヒアリング等の調査業務を行う想定でよろしいでしょうか？また複数連続日の調査の想定はございますでしょうか？ また、現行の事務処理体制及び業務フローに関するドキュメント等はございますでしょうか？(ご提案時の調査の事前準備に係る現行フローの取り纏めの可否の確認です)	・現地調査は、協会と事業者で協議のうえ決定します。現時点でスケジュールは未定であり、近隣の支部を調査対象とする場合には連続の調査日程とする可能性はあります。
36	仕様書	7	6.(1)④	保健事業や統計分析業務等に係る重点事項や業務プロセスの改善点等を踏まえた全体把握・システム化要件・システム化方法の調査分析	本調査では、「重点事項や業務プロセスの改善点等を踏まえた(略)」とありますが、この調査の時点で随時、改善点の抽出をしていくことを想定されていますでしょうか？「(1)調査分析業務」と「(2)保険事業の業務のあり方及び新業務フロー等の作成業務」	・ご認識のとおりです。
37	仕様書	7	6-(1)⑧	「MUST」と「WANT」の調査分析	本調査は次期の要件に対するMUST/WANTの分析と想定しますが、本分析の進め方として貴協会の意思決定に関しては、本部にて実施でしょうか？もし支部の方へ意見を伺うとすると、①の現地調査とは別に、別途、支部の方へヒアリングが必要となりますので、調整していただくことになるかと思うのですが、可能でしょうか？(もちろん、できる限り工数の掛からない方法を検討させて頂きます)	・ご認識のとおり、次期の要件に対するMUST/WANTの分析であり、意思決定については本部で実施します。ただし、①の現地調査の支部担当者において、当該意見を参考のため、ヒアリングする想定です。
38	仕様書	8	6-(3)①	現行システムの問題点・懸案事項に対する改善策の検討・策定及び効果試算の実施	システム構想案作成業務の工数を把握する上で、該当文書記載の効果の定義についてお伺いいたします。 効果を評価するための指標は、新たに今回のシステム構想案作成時点で設定する想定でしょうか？もしくは、これまでの効果試算方法に基づいて評価を実施する想定でしょうか？ 仮にこれまでの効果試算方法に基づいて評価を実施する想定であれば、どのような試算方法で評価をされていたのでしょうか？	・次期保健事業システムにおける効果試算については、事業者からの提案により、最も協会が適切だと考えられる手法により設定します。
39	仕様書	9	6-(4)④	IT活用方法計画書	掲題の計画書は、貴協会職員が次期保健事業システムの活用を推進いただく目的で作成するのでしょうか？それとも、貴協会の会員様への提供サービスも踏まえた計画でしょうか？	・IT活用方法計画書は、協会内部の計画ですが、加入者や事業所等への提供サービスについても含まれます。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
40	仕様書	11	10.その他 (3)	なお、作成した成果物に対する認識誤りや字句の誤り等により修正が必要な場合、作業がスケジュールどおりに進んでいない等受託者の玻疫により、契約終了日までに作成した要件定義書等の了承が協会から得られない場合は、委託業務の遅延、不履行と判断し、契約s期間終了後においても当仕様書に定めている成果物を完成させ、協会の了承を得ること。	「契約終了日までに作成した要件定義書等」という記載がありますが、P.9の6 (5) では要件定義作成支援事業者への引継ぎ支援等」と記載されており、本業務においてはいわゆるシステム開発に向けた業務要件定義・システム要件定義は含まれないものと見受けられます。6 (5) の記載内容が正という理解で差し支えないでしょうか。	・ご認識のとおりです。
41	仕様書	6	4.委託業務のシステム対象範囲	(図)	本調達の範囲として、健康保険システム内に記載のある「保健事業アプリケーション」が検討対象として示されておりますが、貴会の保険事業においてはインターネット用システムを介した事業所とのやり取り等も業務範囲に含まれていると認識しておりますので、「情報提供サービス 健診申込 (保健事業AP)」も対象範囲と捉えて差し支えないでしょうか。 また、これらの調査にあたっては、関係する健康保険システムとの連携機能・共通機能やシステム基盤関連についても、必要な範囲で検討・分析を行うものという理解でよろしいでしょうか。	・ご認識のとおりであり仕様書を修正します。
42	仕様書	6	4.委託条件 (9) 作業場所について	①拠点は原則、1 拠点とし	本業務の実施に際して、多様な働き方の点・社内DX推進の有識者参画による効果的な支援の点から、拠点や貴会事務室での作業以外に、リモートワークの活用を検討させて頂くことは可能でしょうか。 前提として、貴会の運用する各種情報セキュリティ関連規程を遵守いたします。	・項番30を参照
43	仕様書	7	6.業務内容・進め方 (イメージ)	(1) 調査分析業務	本事業では、貴協会としての保健事業の在り方を定め、それに基づいて運用およびシステムの設計を進めることが重要であり、仕様書にもその旨の記載が見られるものの、独立した業務項目として明確に設定されていないため、事業者からの有効な提案を引き出せない恐れがあると考えます。そこで、現行仕様書における、「(1) 調査分析業務」の前に、新たに「(1) 保健事業の在り方に関する調査業務」を明確に設定するとともに、評価手順における「審査項目」「提案要求事項」にも明確に折り込むことを提案します。なお、新たに追加する「(1) 保健事業の在り方に関する調査業務」においては、既に記載のある技術動向 や市場動向、他社事例等の調査 (⑤、⑥、⑦) に加え、近年改革が進む諸外国の保険者における予防、健康づくりの介入方法、技術活用状況、インセンティブ付与等を詳細に調査するとともに、日本の制度や貴協会加入者の理解に照らして適用可能な施策についての示唆の抽出等を実施する業務とすることが望ましいと考えます。	・ご意見として賜りました。なお、調査分析業務においては、中長期的な保健事業の取組を含めて検討することとしています。
44	仕様書	8	6.業務内容・進め方 (イメージ)	(3) 次期保健事業システム構想案作成業務 (4) 刷新計画書作成業務	次期システムを通じた業務刷新を着実に実現するため、貴協会の保健事業の再構築を通じてどのような成果を実現すべきかを明確化することを提案します (例えば、医療費の抑制への影響、人材採用や生産性への影響等)。具体的には、仕様書「(3) 次期保健事業システム構 想案作成業務」および「(4) 刷新計画書作成業務」において、成果の定義や指標への落とし込みを明確に業務として記載頂くとともに、評価手順における「審査項目」「提案要求事項」にも明確に折り込むことを提案します。	・ご意見として賜りました。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
45	仕様書	10	8.定例会議等		本事業は貴協会の保健事業の在り方を定めるものであるため、意思決定範囲や影響度に 適した検討体制 や会議体の設計についても仕様書において明記する ことを提案します。 特に、意思決定機関として、貴協会の幹部や実務管 理者に加え、必要に応じて厚生労働 省、事業主や加 入者等のシステム利用者等についても参画を検討す る余地があると考え ます。	・ご意見として賜りました。
46	委託要領	2	4.委託条件		保健事業の刷新においては、諸外国における取組が参考となること、また、我が国の制 度下において貴協 会の施策への適用可能性について示唆を得る必要があることから、次 のような要件を新たに追加することが重要であると考えます。・諸外国の保険者におい て、予防、健康づくりの施 策構築の支援経験があること・諸外国において、保険者を含 む予防、健康づくり のためのエコシステム形成の支援経験があること・海外事例の調査 や我が国への示唆の抽出を機 動的に実施することが可能なグローバル調査体 制（内製が 望ましい）を有すること	・ご意見として賜りました。
47	委託要領	2	4.委託条件	(2) 総括管理責任者及び業務調 整・管理者の設 置 ②業務調整・管 理者の設置 業務調整・管理者は… (略) さらに、業務調整・管理者 は大手民間、企業官公庁等の公的機 関、独立行政法人における業務内容 及びシステ ム環境等の調査分析、 システム計画の立案及 びシステム 計画またはプロジェクト管理に係る 高 度な専門知識を有しており、過 去において当該 業務委託と類似し た業務を経験していることを 前提 として、本業務について適宜、協会 との連 絡窓口や調整の取れる者と して主に以下の業 務を行うこと。	実績要件においては、過度に多数・多様な実績を要 件として課すのではなく、本業務に おける実効的な支援力と深く関わるものに限定すべきと考えます。 具体的には、システ ム構想策定や要件への落とし込み等、本事業との類似性を重視することが重要と考 えま す。	・ご意見として賜りました。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
48	委託要領	9	4.委託条件	(12) 作業端末に係るアクセスの制御等 ② 受託者外部からの不正アクセス防止。受託者は協会の執務室以外での作業を実施する場合、当該作業環境に係る外部からの不正なアクセスを防止するため、次に掲げる措置を講 じること。なお講じた措置については、業務開始 前に委託者に対し報告すること。ア) 作業環境に係るアクセス可能な通信経路の 限定イ) 作業環境に係る外部ネットワークとの遮断 ウ) 作業環境に係る外部ネットワークからの不正侵入防止機能の整備 エ) 作業環境に係る不正アクセスの監視機能の整備 オ) 作業環境に係る社内ネットワークのアクセス 制御機能の整備 カ) 作業環境に係るウイルスチェックを1つ以上、定期的(1 週間程度)に実施キ) 上記ウイルスチェックソフトの定期的な更新 (1 週間に一回程度) ク) 納品時に一つ以上	イ) 外部ネットワークとの遮断について、本業務はシステム開発そのものではなく、機微情報の授受は生じないと認識していることから、ここまでの厳格な要件 は不要であると考えます。 その他の要件について、手法を限定する書き方とされていますが、一定のセキュリティ対応を行う事業者ではそれぞれに最適と考える方法で実施されているものであるため、手法を限定するのではなく、情報管 理規程等の提出を持って要件とすることが望ましいと 考えます。	・ご意見として賜りました。
49	委託要領	10	6.調達条件(1) 応札希望者の実績等について	①応札希望者は、以下の実績や知見等を有していること。ア) 本年度から過去5 年以内に、大手民間企業、官公庁等の公的機関、独立行政法人における業務内容及びシステム環境等の分析、システム計画の立案及びシステム設計またはプロジェクト管理を3 件程度実施(受託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含む) していること。イ) システムに関するセキュリティ対策の知見を 有していること。ウ) AI やクラウドサービスをはじめとする IT の最 新技術の知識を有していること。	本件ではシステムの枠に限定せず、事業全体の構想 策定の支援能力も重視されるべきと考えます。 そのため、「事業の構想策定、業務内容及びシステム環境等の分析、システム計画の立案及びシステム 設計またはプロジェクト管理を3 件程度」とすることが 望ましいと考えます。 また、実績数の要件をこれ以上拡大するのではなく、 上記の通り類似性を重視することが望ましいと考えます。	・ご意見として賜りました。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
50	委託要領	10	6.調達条件（１）応 札希望者の実績等につ いて	②情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ（PM）やITストラテジスト（ST）、システムアーキテクト（SA）、プロジェクト。マネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）、IIBAが認定するビジネスアナリストの資格であるCCBAのいずれかの資格を有する者及び情報システム等の業務に従事して５年以上の経験を有する者を本委託業務の要因として参画させること。	有資格者であることが業務遂行の質を担保するとは必ずしも言えないため、有資格者を要件とする場合には、常に「または同等の能力を有することが経歴等から明らかな者」の参画で代替可能とすることが望ましいと考えます。	・ご意見として賜りました。
51	評価手順書	2	4.落札方式及び得点 配分	-	本業務は貴協会の事業や運用設計に関わる構想策定を主軸としたものであり、技術提案を重視した事業者選定が重要であると考えられるため、プロポーザル型企画競争による調達が望ましいと考えます。	・ご意見として賜りました。
52	仕様書	-	-	-	次期システムの更新時期はいつ頃と想定されているのでしょうか。本業務を終えた令和7年度でしょうか。	・次期健康保険システムに係るアプリケーションを令和11年1月、基盤等のインフラを令和12年1月にリリースすることを検討している。
53	仕様書	-	-	-	本件の予算規模の推計のため、参考となる資料（例えば関連する厚生労働省予算等や貴協会の過年度案件における類似規模のシステム調達支援案件の情報等）があれば共有頂けますでしょうか。貴協会が保健事業として実施されている取組を一覧としてお示し頂くとともに、加入者や事業主とのコミュニケーション・連携の内容についてご教示ください。	・過去の調達情報については、協会ホームページで公表しております。また、業務量等の把握に当たって参考となる資料については事業報告書をご参照ください。
54	仕様書	5	4.委託業務のシステム 対象範囲	システム体制図	協会システム全体構成図において一部判読が難しい箇所があるため、元データを共有頂くことは可能でしょうか。	・鮮明な構成図に修正します。
55	仕様書	11	10.その他（４）	本業務を行うにあたっては、原則として日本語で対応すること。ただし、やむを得ず外国語マニュアル等を使用し、対応する場合は協会と協議の上、承認を得ること。また、電子媒体のバージョンは原則としてMicrosoft Office 2016（word, excel, powerpoint）を使用すること。	使用するMicrosoft Officeのバージョンについては、サポート状況を考慮し、セキュリティ対応として最適なものを選定すべきと考えますが、本項目における原則とはどの程度の強制性を持つでしょうか。	・セキュリティ対応が最適なものを選定するべきと考えます。また、協会で使用するMicrosoft Officeのバージョンと互換性があれば使用可能です。

No	仕様書/ 委託要領等	ページ	該当項目	該当文章	質問内容 ※提出のあった原文のまま	回答
56	委託要領	6	(9) 作業場所について	⑥使用するシステムについて 資料等を作成する上で使用する電子媒体のバージョンは、原則として Microsoft Office 2016 (word, excel, powerpoint) を使用こととするが、それ以外のものを使用する場合、自社所有のツール等の使用を基本とし、外部サービスのシステムやソフト、ツール等を利用する際、セキュリティに十分考慮して、事前に承認申請書を協会に提出し、許可を得なければならない。	使用する Microsoft Office のバージョンについては、サポート状況を考慮し、セキュリティ対応として最適なものを選定すべきと考えますが、本項目における原則とはどの程度の強制性を持つでしょうか。	・ 項番55を参照
57	委託要領	12	7.説明会の開催	本委託業務を調達するにあたり、令和6年5月29日(水)14時から協会共用会議室にて業務内容の説明会を実施する予定である。なお、参加者については、事前に広告している本業務委託の調達に関する書類を持参すること。	説明会の実施について、現地およびオンラインのハイブリッド方式での開催は可能でしょうか。	・ ご意見として賜りました。
58	委託要領	12	8.意見招請	本調達使用に関し質問がある場合は様式3「質問状」をエクセルで作成し、必要事項を記載の上、令和6年4月22日(月)12時(必着)までに磁気媒体及び印刷したものを1部、協会本保健険第一グループ担当者宛に提出すること。なお簡易的な質問の場合は、質問状の提出ではなく、当グループ宛に電話照会しても構わない。	弊社は情報管理のため、大容量のデータを漏洩しうる CD-R 等の磁気媒体での情報の提出に制限を設けております。そのため、社内の事情で誠に恐れ入りますが、簡易的な質問以外についても、メールまたは電話で実施させて頂くことが可能かご確認させて頂きたく存じます。	・ 当該質問については、今回の意見招請に係るご質問であり回答の対象から除かせていただきます。
59	委託要領	様式1	様式1 作業場所等届出書	様式1 作業場所等届出書	作業場所等届出書として、非常に詳細な報告が求められていますが、これはシステム開発の受託者向けの様式でしょうか。本業務では機微情報の受領等はないと認識している(必要時には貴協会内での閲覧とすることが可能と考える)ため、こうした詳細な報告ではなく、情報管理8項目・該当文書 質問内容 規程の提出等による対応をできればと考えますが、いかがでしょうか。	・ 作業場所については、協会のマニュアル等の機密性が高い資料を扱う場合には、情報漏洩防止の対策を講じられた作業場所内とする必要があり、届出内容との相違がないかどうかを協会が実施する中間検査で確認する観点から届出をいただくこととしています。